

神奈川県からのお知らせ

建築士事務所・建築士の皆様へ

○完了検査を受検するよう建築主、建設業者への説明をしましょう

- ◆検査済証は、建築物が建築基準関係規定に適合していることを証するものです（建築基準法第7条、第7条の2）
- ◆建築主が住宅融資（住宅金融公庫（H19.4.1より住宅金融支援機構）、銀行融資）や住宅性能表示制度を利用する際などに検査済証が必要となる場合があります
- ◆法改正後に建築主が増築等する場合に、検査済証を取得していないことにより、既存不適格の確認が出来ない場合もあります
- ◆建築主が検査済証の交付を受け、大切に保管することは、建築主はもとより、将来、増築等に係わる設計者の双方にとって大切なことです。

○建築士・建築士事務所の名義貸しは違法行為です！！

法改正

- ◆名義貸しの禁止は、改正建築士法により法定化され、違法行為については罰則があります（懲役1年または罰金100万円）
- ◆設計・工事監理業務を請負うに際しては、書面による契約をしましょう

○建築士等へのペナルティ、罰則規定が強化されます！！

法改正

- ◆国土交通大臣、都道府県知事から処分を受けた場合、処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等が公表されます！
- ◆建築士等に対する罰則が大幅に強化されました

※ 改正建築士法の概要については、裏面をご覧ください

○平成19年6月20日に施行される改正建築士法の概要

「（平成18年法律第92号）建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」

（国土交通省作成資料より抜粋）

1. 建築士事務所の図書保存期間が改正前の5年から延長（省令事項）
2. 建築士等の業務の適正化及び罰則の強化
 - ◆建築士等の業務の適正化
 - ・建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書交付を義務付け
 - ・建築士による名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化
 - ・設計・工事監理の下請け契約締結時に書面の交付を義務付け
 - ・建築士事務所の開設者による名義貸しの禁止
 - ◆建築士等に対する罰則の大幅な強化
 - ・建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明
【改正前】なし ⇒ 【改正後】懲役1年／罰金100万円
 - ◆建築士の免許取消し後、免許を与えない期間の延長（2年間→5年間）
 - ◆建築士事務所の登録取消し後、登録を受け付けない期間の延長（2年間→5年間）
3. 建築士、建築士事務所に関する情報開示の徹底
 - ・国土交通大臣、都道府県知事からの処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所名称等を公表
 - ・建築士事務所に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等を毎年度知事に報告

改正建築士法のほか改正建築基準法も施行されます

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください ～

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/index.html>

上記改正のほか「建築士法等の一部を改正する法律」が平成18年12月20日に公布されています

【問い合わせ先】

神奈川県県土整備部建築指導課 TEL 045-210-1111（代表）
完了検査の啓発について … 監察審査班（内線）6250～6251
改正建築士法について … 調整班（内線）6246～6248